



島根県報

平成21年8月18日（火）

第2,112号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障害者福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
土地改良法の規定による工事完了の届出	（ " ）	3

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総 務 課）	4
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（ " ）	6

【特定調達公告】

カーロケータシステム導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	9
------------------------------	-----------	---

【公安告示】

施設警備業務2級検定の実施	（ " ）	11
---------------	-------------------	----

告 示**島根県告示第615号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成21年8月18日から施行する。

平成21年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表のクリーニング師試験の項中「健康福祉部薬事衛生課及び受験者の住所を所管する保健所」を「健康福祉部薬事衛生課及び保健所」に改め、同表の毒物劇物取扱者試験の項中「健康福祉部薬事衛生課及び保健所」を「〃」に改める。

島根県告示第616号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城山町355	更生医療	平成21年8月1日
株式会社あすなる薬局	浜田市下府町94-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年8月1日
ファーマシィ浜田センター薬局	浜田市浅井町867-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年8月1日
あんず薬局	雲南市三刀屋町三刀屋1212-59	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年8月1日

島根県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市三刀屋町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山根昊一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地

安井 誉 雲南市三刀屋町乙加宮792番地

伊藤 勲 雲南市三刀屋町三刀屋276番3地

渡辺 健 雲南市三刀屋町多久和25番地 1
 早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
 秦 美幸 雲南市三刀屋町里坊513番地 5
 内田 郁夫 雲南市三刀屋町殿河内22番地 2
 障子 勝康 雲南市三刀屋町伊萱77番 2 地

監事

高橋 駿 雲南市三刀屋町高窪349番地
 高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地

2 就任年月日

平成21年 4 月19日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山根晃一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地
 安井 誉 雲南市三刀屋町乙加宮792番地
 陶山 敏行 雲南市三刀屋町三刀屋499番地
 早川 正三 雲南市三刀屋町六重238番地 4
 名原 義人 雲南市三刀屋町坂本300番地
 市場 栄 雲南市三刀屋町古城386番地
 宮食 愛伯 雲南市三刀屋町中野118番地 6
 渡辺 健 雲南市三刀屋町多久和25番地 1
 秦 美幸 雲南市三刀屋町里坊513番地 5
 内田 郁夫 雲南市三刀屋町殿河内22番地 2
 障子 勝康 雲南市三刀屋町伊萱77番 2 地
 小林 重利 雲南市三刀屋町上熊谷331番地
 伊藤 勲 雲南市三刀屋町三刀屋276番 3 地

監事

大石 克美 雲南市三刀屋町根波別所257番地
 高橋 駿 雲南市三刀屋町高窪349番地
 高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地

島根県告示第618号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 8 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
益田市土地改良区	白上地区区画整理事業（経営構造対策事業）	平成20年 7 月31日
松江市	宮田地区農道事業（元気な地域づくり交付金）	平成21年 3 月17日
松江市	宮田地区用排水施設事業（元気な地域づくり交付金）	平成21年 2 月16日

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第38条の規定により、平成20年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年 8月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	212	1,053	353	2,015	565	3,068
松江地区県政情報コーナー						
雲南地区県政情報コーナー	2	2			2	2
出雲地区県政情報コーナー	3	10	1	1	4	11
県央地区県政情報コーナー	1	1			1	1
浜田地区県政情報コーナー	35	59			35	59
益田地区県政情報コーナー	15	55	2	3	17	58
隠岐地区県政情報コーナー	1	1			1	1
単独地方機関等	5	7	2	2	7	9
小 計	274	1,188	358	2,021	632	3,209
警察情報公開センター	46	392	7	46	53	438
各警察署情報公開窓口	3	5			3	5
小 計	49	397	7	46	56	443
合 計	323	1,585	365	2,067	688	3,652

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。

(2) 請求及び申出の処理状況

単位：件

区 分	公 開	部分公開	非 公 開	不 存 在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検 討 中	合 計
請 求	437	1,019	12	110	4		3		1,585
申 出	493	1,532	6	33			3		2,067
合 計	930	2,551	18	143	4		6		3,652

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請 求			申 出			合 計		
		本庁	地方機関		本庁	地方機関		本庁	地方機関
知事	1,008	794	214	1,841	623	1,218	2,849	1,417	1,432

政策企画局	8	8	/			/	8	8	/
総務部	35	35		74	6	68	109	41	68
地域振興部	6	6		13	10	3	19	16	3
環境生活部	23	23		6	6		29	29	
健康福祉部	504	371	133	220	56	164	724	427	297
農林水産部	103	103		31	24	7	134	127	7
商工労働部	22	22		15	9	6	37	31	6
土木部	305	224	81	1,480	510	970	1,785	734	1,051
出納局	1	1	/			/	1	1	/
企業局	1	1		2	2		3	3	
病院事業管理者	1		1				1		1
議会			/			/			/
教育委員会	87	79	8	170	92	78	257	171	86
選挙管理委員会	91	91		10	10		101	101	
人事委員会	1	1	/			/	1	1	/
監査委員			/			/			/
公安委員会			/			/			/
警察本部長	397	397		46	46		443	443	
労働委員会			/			/			/
収用委員会			/			/			/
海区漁業調整委員会			/			/			/
内水面漁場管理委員会			/			/			/
地方独立行政法人									
合 計	1,585	1,362	223	2,067	771	1,296	3,652	2,133	1,519

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
31 (繰越 28)		4			2	25	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資 料	利用者	資 料
県政情報センター	168	252	238	423	287	685
松江地区県政情報コーナー		70	24	30		

雲南地区県政情報コーナー	2	29	27	49		
出雲地区県政情報コーナー	19	153	107	218	6	34
県央地区県政情報コーナー	4	44	27	52	1	1
浜田地区県政情報コーナー	3	139	96	123	10	16
益田地区県政情報コーナー	13	74	1	1	6	16
隠岐地区県政情報コーナー		5	9	10	1	1
小 計	209	766	529	906	311	753
警察情報公開センター	9					
各警察署情報公開窓口	3	2				
小 計	12	2				
合 計	221	768	529	906	311	753

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍 聴 者
		公 開	一部公開	非 公 開	
附属機関	287	74	5	208	43
附属機関に類するもの	163	73	61	29	24
合 計	450	147	66	237	67

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
21								

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成20年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年 8 月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計

	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	11	11					11	11
松江地区県政情報コーナー	1	1					1	1
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー								
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	2	2					2	2
益田地区県政情報コーナー	2	2					2	2
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	12	12					12	12
小 計	28	28					28	28
警察情報公開センター								
各警察署情報公開窓口								
小 計								
合 計	28	28					28	28

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合計
知事	9			9
政策企画局				
総務部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	6			6
農林水産部	1			1
商工労働部				
土木部	2			2
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会	12			12
選挙管理委員会				
人事委員会	6			6
監査委員				
公安委員会				
警察本部長				
労働委員会				
収用委員会				

海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人	1			1
合 計	28			28

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 74

イ 口頭による開示請求の実施 1,049件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定の状況

単位：件

開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
23	3		1			1		28

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	16 (繰越 16)			13			3	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

21団体

(2) 開示申出及び処理状況

該当なし

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

- (6) 異議申出の状況
該当なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年 8 月18日

島根県警察本部長 大 橋 亘

1 入札の内容

(1) 入札の件名

カーロケータシステム導入業務委託

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成22年 3 月30日（火）まで

(4) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(4) 島根県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(6) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出した者であること。

3 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2235, 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成21年 8 月18日（火）から平成21年 9 月28日（月）までの間、上記(1)の場所において交付する（交付時間は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。）。郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の受領期限

平成21年10月5日(月)午後2時(郵便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年10月5日(月)午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階 第一小会議室

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Introduction Consignment of Car locator system

(2) Bid tendering Date : October 5, 2009, 2:00P.M.

(Bide by Post must be received by noon on October 5, 2009)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL:0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成21年 8 月18日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務 2 級

2 検定実施日時

(1) 学科試験

平成21年11月25日（水） 午前9時から午前11時まで

(2) 実技試験

平成21年12月15日（火） 午前9時から午後5時まで

3 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成21年10月13日（火）から同月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(ロ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。